

川西町

保育認定の子ども(2号・3号認定)にかかる月額保育所利用料の軽減を受けられる条件と軽減適用後の金額

【 軽減を受けられる条件 】

児童の属する世帯の階層が、2階層、3階層、4階層(うち所得割額77,101円未満、年収で約360万円未満)と認定された世帯であって、次に掲げる世帯である場合には、それぞれ次表に掲げる保育所利用料基準額とする。

なお、2人目以降については0円とする。

- (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

【 利用者負担額 】

保育認定の子ども(2号認定:満3歳以上)

所得階層区分	月額保育所利用料	
	3~5歳児	
	保育標準時間	保育短時間
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額48,600円未満	0円	0円
④-1所得割課税額77,101円未満	0円	0円
④-2所得割課税額77,101円以上97,000円未満	0円	0円

保育認定の子ども(3号認定:満3歳未満)

所得階層区分	月額保育所利用料	
	0~2歳児	
	保育標準時間	保育短時間
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額48,600円未満	7200円	7070円
④-1所得割課税額77,101円未満	7200円	7070円
④-2所得割課税額77,101円以上97,000円未満	24000円	23590円